

(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針

— 3署体制から2署体制へ —

令和7年11月

袖ヶ浦市消防本部

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	袖ヶ浦消防の現状	2
	(1) 消防施設	2
	(2) 消防本部・署及び消防団の所在図	3
	(3) 消防本部・署及び消防団の組織図	3
3	統合消防庁舎に求められる（必要とする）施設及び立地要件等	4
4	候補地の選定・検討及び内部評価	6
	(1) 候補地の選定	6
	(2) 候補地の検討	7
	①消防本部・中央消防署敷地	7
	②長浦消防署敷地	7
	③新たな土地A	9
	④新たな土地B	10
	(3) 候補地の評価	11
5	(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備にかかる基本的な考え方	13
	(1) 袖ヶ浦市消防本部・署の配置	13
	(2) 建設候補地	13
	(3) 「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」の策定	13
6	参考資料	14

1 はじめに

はじめに

本市の消防は、昭和46年11月3日に袖ヶ浦町と平川町が合併し、新生「袖ヶ浦町」となり、袖ヶ浦町消防団23ヶ分団、団員数720名の非常備消防として活動していました。

昭和48年4月1日に袖ヶ浦町消防本部及び消防署を開設。職員定数50名、指揮車、広報車、化学車、水槽付消防ポンプ車、消防ポンプ車、救急車を各1台、赤バイ2台を配備。併せて消防団を統合し、20分団、団員数610名で本格的な消防業務が開始されました。

その後、昭和51年4月には袖ヶ浦町消防署平川出張所を開設しました。また、昭和51年7月には「石油コンビナート等特別防災区域京葉臨海中部地区」の政令指定を受け、昭和52年度には職員定数を96名に、翌53年度には135名に改めるとともに消防署長浦分遣所を開設し、大型高所放水車、大型化学車、原液搬送車、水槽付消防ポンプ車、救急車各1台を配備し、特別救助隊が発足しました。

平成3年4月1日には市制施行により袖ヶ浦市消防本部と名称を変更し、2課1室4係1署2分署としました。

平成14年3月には平川分署の移転を行い、平成21年4月の組織改正において、本署を中央消防署、長浦分署を長浦消防署、平川分署を平川消防署に名称変更し、現在の3署体制となり今日に至っています。

また、平成に入ると市民の救急要請が年々増加するとともに救急隊の役割も変化してきたことから、平成8年11月には初代救急救命士業務を開始するとともに高規格救急自動車を導入配備してきました。

さらに、迅速かつ円滑な救急出動等に対処するため平成24年12月には市内119番受付処理が県内20市町村消防本部（局）で運用する「ちば消防共同指令センター」に切り替え仮運用を開始し、デジタル化後、翌年4月から正式運用が開始されました。

これまで、防災拠点施設である消防庁舎については、増改築を実施してきたところですが、平川消防署を除き、建築基準法の新耐震基準以前の建築物であり、平成7年1月に発生した「阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）」を契機に震災に対する住民意識も高まり、国及び地方公共団体においても公共施設の耐震化に取り組んできたところです。

その後の東日本大震災や熊本地震、近い将来発生が叫ばれている首都直下地震など「いつ発生してもおかしくない」震災などへの対応を踏まえ、防災拠点施設としての消防庁舎の役割は重要な事項として位置づけられています。

そのような中、老朽化した中央消防署（消防本部）と長浦消防署は、3キロメートル圏内に位置していることから「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画（平成28年8月／令和4年3月改訂）」において、消防本部・中央消防署と長浦消防署は統合に向けた検討を行っています。

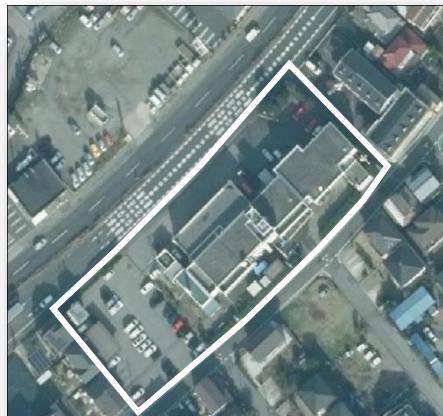
このことから、現袖ヶ浦市総合計画（令和2年6月策定）、第3章【防災・防犯・環境】3.消防・救急（消防・救急体制の充実）の施策に位置付け、消防庁舎の建設について検討してきました。

2 袖ヶ浦消防の現状

袖ヶ浦消防の現状

昭和48年4月の袖ヶ浦町消防本部及び消防署開設以来、住民の生命・身体及び財産を災害等から守るため、施設並びに消防体制の充実に努めてきました。なお、現在の消防施設及び消防組織は次のとおりです。

(1) 消防施設



【消防本部・中央消防署】

[所在地] 福王台 4-10-7
[敷地面積] 4,094 m²
[構造規模] RC 造 2階建 799 m²
RC 造 2階建 692 m²(増築)
[建築年] 昭和48年4月
昭和60年3月(増築)
[備考] 女性職員勤務可
(女性用仮眠室・浴室有)
※ RC 造は、「鉄筋コンクリート造り」



【長浦消防署】

[所在地] 長浦 580-146
[敷地面積] 9,996 m²
[構造規模] RC 造 2階建 1,328 m²

[建築年] 昭和53年4月

[備考] 屋外訓練施設、泡原液貯蔵
施設



【平川消防署】

[所在地] 横田 213
[敷地面積] 1,633 m²
[構造規模] RC 造 2階建 806 m²

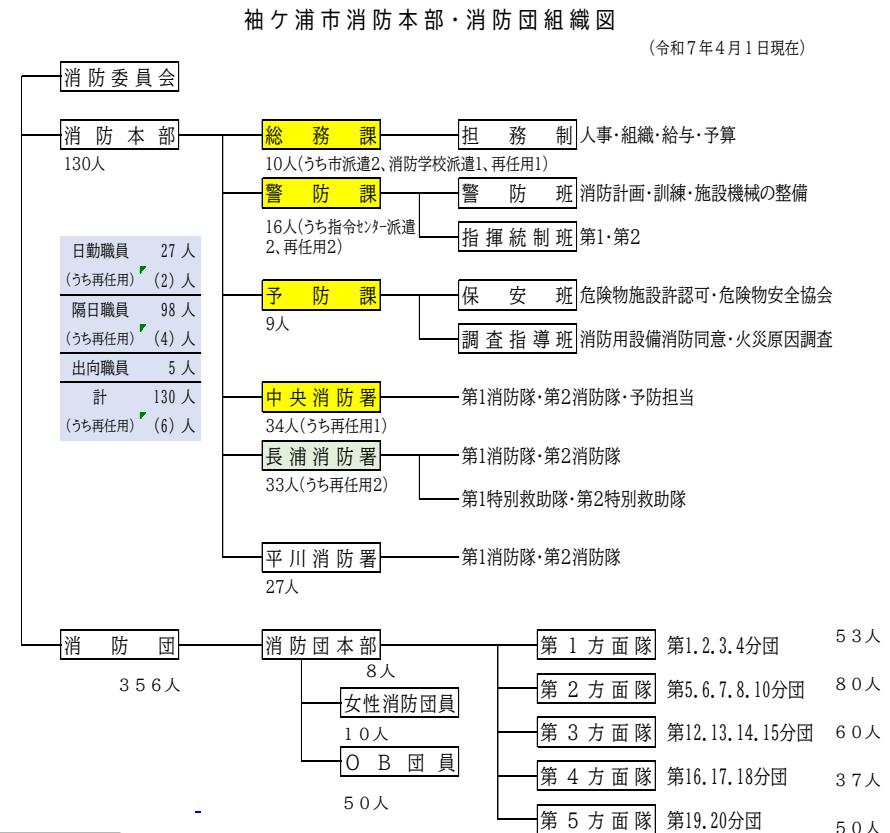
[建築年] 平成14年3月(移転新築)

[備考] 個別仮眠室
女性職員勤務可

（2）消防本部・署及び消防団の所在図



（3）消防本部・署及び消防団の組織図



凡 例	
消防本部	(Y)
消防署	(Y)
分団詰所	①-⑩
特別防災区域	
方面境界	

3 統合消防庁舎に求められる（必要とする）施設及び立地要件等

消防庁舎に求められる（必要とする）施設及び立地要件等

（1）消防本部・中央消防署敷地に建設する場合

既存の施設は解体、撤去することから、長浦消防署に仮設庁舎を建設し業務を継続する必要があります。又、敷地が狭隘であることから駐車スペースが少なく、敷地外に駐車場を確保する必要があります。

また、敷地内に訓練施設などの付帯施設を設置することが困難となるため、長浦消防署敷地内の訓練施設等を活用（又は整備）することとなります。

（2）長浦消防署敷地に建設する場合

既存の施設を使用しながら建設を行うことから、敷地南側に建設することとなります。又、高潮浸水想定区域であることから建設にあたり盛土造成工事を実施するため、既存の訓練塔や防火水槽等は撤去のうえ再整備が必要です。

（3）新たな土地（市街化調整区域を想定）に建設する場合

統合消防庁舎を建設するにあたっては、一定の要件を満たすものでなければ立地はできません。

① 消防庁舎、訓練場、駐車場及び雨水排水流出抑制施設（※1）等が確保できる一団の土地であることが必要です。

・雨水排水流出抑制施設は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき設置する必要があります。

・訓練場は、消防操法が実施可能な広さを確保が必要です。

※1 本来、市街化調整区域は建物の建設を規制している区域であり、雨水の流入を想定していないため、建設する場合、敷地面積が1ヘクタールを超える場合は雨水排水抑制施設（調整池等）を設置する必要があります。

② 法令等の規定により立地が規制されていないこと（又は、許認可が見込める土地であること）が必要です。

・都市計画法は適用除外となります、農業振興地域内の農用地である場合には指定の解除（農業振興地域の整備に関する法律第7条）が必要となります。

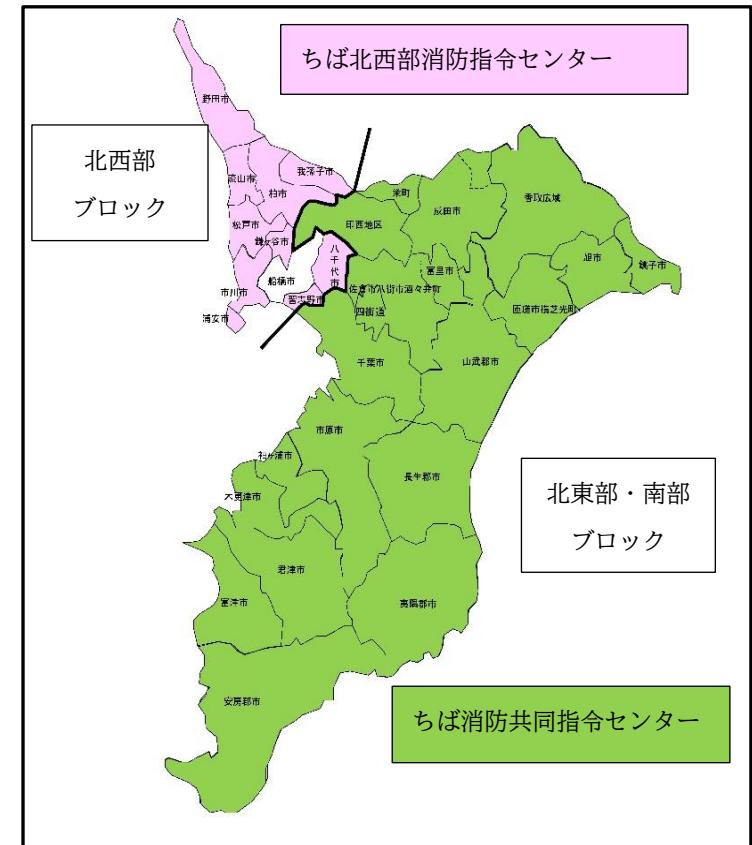
③ 災害現場までの出動に際し、アクセス等が良好であることが重要です。

・主要な幹線道路に隣接（又は近接）し、スムーズに出動できることが重要です。又、風雨などにより出動に影響を与えない場所である必要です。

- ④ 防災拠点として、如何なる場合でも活動できる場所であることが必要です。
 - ・津波、高潮及び河川氾濫等による浸水被害を受ける可能性がないこと（又は、被害に対する対応が講じられること）が必要です。
 - ⑤ 災害現場までの平均走行時間に大きな差が生じないことが重要です。
 - ・統合後においても、市民の安全・安心のため、災害現場までの到着時間が大幅に遅れることのないよう、管轄区域内の平均走行時間を均等に保つよう配置することが必要です。
 - ⑥ 将来的な消防の広域化に対応が可能であることが必要です。
 - ・近隣市等の消防施設（本部、署、出張所等）との連携体制が容易であることが必要です。

※千葉県では、県内全域を広域化対象市町村として指定した上で、消防共同指令センターの運用範囲を踏まえ、「北東部・南部ブロック」と「北西部ブロック」の2ブロックの組み合わせを計画に位置付けています。

北東部・南部ブロック▶ちば消防共同指令センター（20消防）の区域
北西部ブロック▶ちば北西部消防指令センター（10消防）に船橋市消防局を加えた11消防の区域



千葉県消防広域化推進計画（R7.3 改訂）より

4 候補地の選定・検討及び内部評価

(1) 候補地の選定

消防庁舎は市役所と同様に、防災拠点としていかなる災害時でも、その機能を損なうことなく稼働できる施設でなければなりません。

統合消防庁舎の建設候補地については、既存の消防施設用地（消防本部・中央消防署敷地及び長浦消防署敷地）並びに立地要件などを基に新たな土地2ヶ所を選定し、次の4ヶ所を候補地としました。

① 消防本部・中央消防署敷地（福王台4-10-7）

市街化区域（第二種住居地域／第二種高度地区／建蔽率60%、容積率200%）

② 長浦消防署敷地（長浦580-146）

市街化区域（準工業地域／建蔽率60%、容積率200%）
高潮浸水想定区域

③ 新たな土地A（飯富地先）

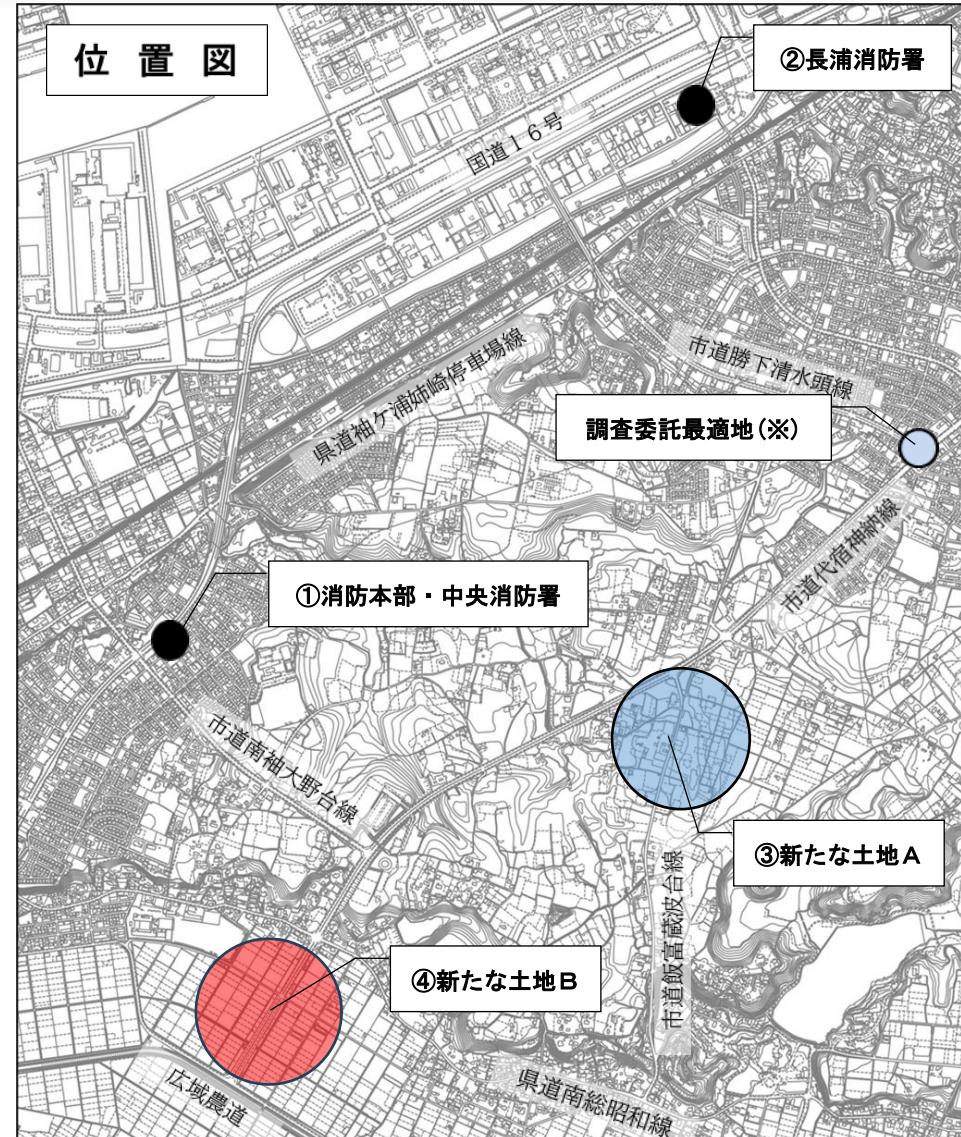
市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）
一部農業振興地域、埋蔵文化財包蔵地

④ 新たな土地B（神納地先）

市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）
農業振興地域、市内河川氾濫推定区域（洪水浸水想定区域）

※調査委託最適地（右図に表示）

平成30年度に実施した「袖ヶ浦市消防本部消防力適正配置等調査委託」において、現在の3署体制から2署体制とした場合の最適地。



(2) 候補地の検討

①消防本部・中央消防署敷地

【地勢】

福王台区画整理地内の市街化区域（第一種住居地域）です。

国道16号に面しアクセスは良好です。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

標高は21.4mで、地震や台風などの災害時に津波又は高潮等の被害は受けない土地です。

【法令等の規制】

建築基準法上の規制（第二種住居地域／建蔽率60%、容積率200%、道路斜線規制、隣地斜線規制及び日影規制）があります。

又、立体駐車場を設置する場合においては、独立又は付属駐車場としても最大2階以下となり、面積も独立の場合は300m²以下、付属の場合は主要建築物の床面積以内となります。

【災害現場までの平均走行時間】

昭和地区及び根形地区への走行時間は変わりませんが、長浦地区への走行時間が増加することとなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3.1分	5.9分	8.5分	3署体制での時間
改築(統合後)	3.1分	7.8分	8.5分	消防本部・中央消防署敷地に統合(2署体制)

【想定される問題点】

敷地面積が狭隘のため、訓練施設等の併設が困難です。訓練施設を併設できないことは、訓練実施時に多くの隊員が訓練施設まで移動することとなり、職務遂行上（災害出動上）統合消防署まで帰署し出動することも考えられます。

駐車場が確保できない（立体駐車場を整備した場合でも必要台数の2分の1程度）ことから、近隣に整備することが必要となります。

また、改築中も閉鎖することは出来ないため、長浦消防署敷地内に仮設庁舎を建設する必要が生じます。

②長浦消防署敷地

【地勢】

千葉県企業庁により造成された中小企業用地であり、市街化区域（準工業地域）です。

北側及び南側は市道には接しているものの、国道に出る場合には迂回し、市道勝下清水頭線を経由する必要があり、接道は良好とは言えません。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

標高は2.9mで千葉県及び本市が公表している高潮浸水想定区域（※2）に含まれています。

現在も消防署として使用しており、また、統合後の新たな施設にも対応できる面積を有しています。

※2 高潮浸水想定区域

想定災害規模…想定し得る最大規模の台風（観測史上最低低気圧の室戸台風と最大風速の伊勢湾台風があわさった台風）が東京湾の周辺を通過した場合に浸水が想定される区域

想定災害発生周期…想定台風が発生したうえで、東京湾の周辺を通過する確率は1000～5000年に1回想定し得る最大規模の台風

- ・中心気圧：910hPa（室戸台風級）
- ・最大旋回風速：75km（伊勢湾台風級）
- ・移動速度：73km/h（伊勢湾台風級）
- ・潮位：基準となる潮位（天文潮）は、朔望平均満潮位に異常潮位を加えた値
- ・堤防等の決壊条件：堤防・水門等は、設計条件に達した段階で決壊するものとして扱うことを基本とした

【法令等の規制】

建築基準法の規制（準工業地域／建蔽率60%、容積率200%、道路斜線規制、隣地斜線規制及び日影規制）があります。

【災害現場までの平均走行時間】

長浦地区への走行時間は変わりませんが、昭和地区・根形地区への走行時間が増加することとなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3.1分	5.9分	8.5分	3署体制での時間
改築(統合後)	6.6分	5.9分	9.0分	長浦消防署敷地に統合（2署体制）

【想定される問題点】

千葉県及び本市が公表している高潮浸水想定区域（0.5m以上1.0m未満）であり、盛土造成工事を行うことから、付帯施設も再整備する必要があります。

③新たな土地A（飯富地先）

【地勢】

主に農地（畑）が広がる市街化調整区域です。

平成通りに近接する市道に接し、場所的には昭和地区、長浦地区及び根形地区への災害出動に際して立地は良好です。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

標高は3.4m程度あり、現在、千葉県や本市で公表している地図情報（防災）において、液状化、河川氾濫、津波浸水及び高潮浸水の被害は想定されていません。

【法令等の規制】

市街化調整区域であることから法令等の許認可を必要とする場合があります。

農業振興地域に指定された農用地（以下「農振農用地」という。）があり、指定区域内に建設する場合は、指定の解除が前提となります。

埋蔵文化財の包蔵地に指定された区域であることから、埋蔵文化財の調査が必要となります。

市街化調整区域に1ヘクタールを超える事業用地となることから、敷地内に雨水流出抑制施設（調整池等）の設置が必要です。

【災害現場までの平均走行時間】

管轄区域（統合後）の中央に位置し、昭和地区及び長浦地区への走行時間は増加しますが、根形地区への走行時間が短くなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3. 1分	5. 9分	8. 5分	3署体制での時間
新築(統合後)	6. 0分	6. 4分	5. 7分	新たな土地Aに統合（2署体制）

【想定される問題点】

建設地が、農振農用地の区域内である場合には、指定の解除が必要（農業振興地域の整備に関する法律第7条）となります。

▶令和7年9月申請受付分以降は農業振興地域の見直しのため申請受付が停止（令和7年10月1日から令和9年3月31日）される予定のため指定の解除に期間を要します。

雨水排水の流出先は、接道する市道側溝を通じ「奈良輪境川」の流域となり、調整池の設置などにより、雨水流出の抑制が必要となります。

④新たな土地B（神納地先）

【地勢】

土地改良により整理された水田が広がる市街化調整区域で、成形された敷地の確保には良好です。

主要幹線道路に接しています。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

現在公表されている市内河川氾濫推定図において、3.0m～5.0mの浸水が推定されている区域（※3）です。

※3 洪水浸水想定区域（浮戸川水系）

想定災害規模：想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

想定災害発生周期：千年に一度程度の確率で発生する降雨量

想定最大規模の降雨…関東地方において観測された最大の降雨量に基づき設定された降雨であり、その発生確率は千年に1回以下となるもの。

想定最大降雨量…浮戸川流域の想定24時間総雨量は690.0mm

【法令等の規制】

区域のほとんどが農振農用地内であるため指定の解除が前提となります。

埋蔵文化財の包蔵地に指定された区域ではないため埋蔵文化財の調査は不要です。

市街化調整区域に1ヘクタールを超える事業用地となることから、敷地内に雨水抑制施設（調整池等）の設置が必要です。

【災害現場までの平均走行時間】

管轄区域（統合後）のやや南側であり、長浦地区への走行時間は増加しますが、昭和地区及び根形地区への走行時間は短くなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3.1分	5.9分	8.5分	3署体制での時間
新築(統合後)	4.5分	8.5分	4.2分	新たな土地Bに統合（2署体制）

【想定される問題点】

農振農用地であることから指定の解除が必要（農業振興地域の整備に関する法律第7条）となります。

▶令和7年9月申請受付分以降は農業振興地域の見直しのため申請受付が停止（令和7年10月1日から令和9年3月31日）される予定のため指定の解除に期間を要します。

雨水排水の流出先は、既存排水路を通じ「2級河川浮戸川」の流域となり、調整池の設置などにより、雨水流出の抑制が必要となります。

現在公表されている市内河川氾濫推定図において、3.0m～5.0mの浸水が推定されている区域であり、浸水に対応することは困難です。

(3) 候補地の評価

既存の消防施設用地（消防本部・中央消防署敷地及び長浦消防署敷地）並びに新たな土地2ヶ所を比較検討のうえ評価を行いました。

①消防本部・中央消防署敷地は、主要幹線道路に接しアクセスは良いものの、統合消防庁舎を建設するには狭隘であり、訓練施設を併設できないことは勿論、来庁者等の駐車場の確保もままならない状況です。

このことは、他に駐車場を整備することが必要であるとともに、訓練施設は長浦消防署に配置することとなります。庁舎と訓練施設が別場所となることは、訓練時に複数の隊によって行動することとなり、勤務体系や災害出動への対応にも支障が生じるものと予測されます。

②長浦消防署敷地は、統合消防庁舎の建設も可能な面積であり、既存敷地を拡大する必要はないものの、千葉県及び本市が公表している高潮警戒区域内にあり、想定している災害が発生した場合は、災害出動への対応に支障が生じるものと予測されます。

③新たな土地Aは、建設地によっては農振農用地の一部を含む可能性があることから、指定の解除が出来なければ立地は不可能です。また、埋蔵文化財の包蔵地でもあることから文化財調査が必要であるなどの条件はありますが、統合後の管轄区域のほぼ中央に位置しています。

土地は、場所により高低差があることから、造成工事を行う必要があり、雨水抑制施設（調整池等）による雨水抑制を行うことが必要です。なお、現在、千葉県及び本市で公表している地図情報（防災）においては、液状化、河川氾濫、津波浸水及び高潮浸水の被害想定の無い区域です。

④新たな土地Bは、建設地のほとんどが農振農用地に指定され、指定の解除が出来なければ立地は不可能であり、統合後の管轄区域についても管轄区域の南側に位置し、道路網が整備されてはいるものの長浦地区から離れています。

土地は区画された水田であり、成形された敷地の確保は容易ですが、盛土による敷地造成工事及び雨水抑制施設（調整池等）による雨水抑制を行うことが必要です。

また、当該区域は地図情報（防災）のうち市内河川氾濫推定図において3.0m～5.0mの浸水区域となっており、浸水に対応することは困難です。

以上のことから、防災拠点として新たな統合庁舎の候補地を検討した結果、管轄区域（統合後）のほぼ中央に位置し、昭和地区、長浦地区及び根形地区への災害出動に際して立地が良好であること、河川氾濫、高潮などの被害想定が無いことなどから新たな土地Aを最適地と評価しました。

候補地別評価一覧

区分	消防本部・中央消防署	長浦消防署	新たな土地A	新たな土地B
袖ヶ浦市総合ハザードマップ	記載事項なし	高潮浸水想定区域	記載事項なし	洪水浸水想定（河川氾濫推定）区域
立地及び評価				
A 敷地の広さ	狭隘（駐車場及び訓練場設置不可）	訓練施設等を含め建設可能	訓練施設・調整池等を含め建設可能	訓練施設・調整池等を含め建設可能
B 出動時のアクセス	良好	やや不良	良好	良好
C 被災の想定	可能性は低い	可能性あり（高潮）	可能性は低い	可能性あり（浸水）
D 統合後の管轄区域	昭和地区寄り	長浦・企業地区寄り	ほぼ中央	昭和・根形地区寄り
総合評価	統合消防庁舎の建設には敷地面積不足のため向き	高潮警戒区域内に位置しているため防災拠点として向き	候補地（4ヶ所）の中で最適地	河川氾濫区域内に位置しているため防災拠点として向き

※ 統合後の管轄区域は、「昭和地区」、「長浦地区」、「根形地区」及び「企業地区」

5 (仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備にかかる基本的な考え方

(1) 袖ヶ浦市消防本部・署の配置

3署体制から2署体制へ

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています（消防組織法第1条）。

現在、市域94.82平方キロメートルを消防本部・中央消防署、長浦消防署及び平川消防署の1本部3署により市民の安全・安心な生活を守るため24時間での交代勤務を行っています。

冒頭に記載のとおり、昭和48年の消防本部及び消防署を開設以来、消防庁舎も50年を超え老朽化し、時代とともに変化する施設環境や設備に対応するとともに、防災拠点として如何なる災害時にも対応できる庁舎整備を行う必要があります。

しかしながら、現在の消防本部・中央消防署と長浦消防署は3km圏内と近い距離に位置していること、また、庁舎整備も同時期に実施することが必要となっていることから、必要な消防力を維持し、かつ、効果的な体制を整備するため統合による庁舎整備を行うこととします。

(2) 建設候補地

統合消防庁舎は新たな土地へ

既存施設である「消防本部・中央消防署」及び「長浦消防署」敷地に加え、新たな土地2ヶ所を含め4ヶ所の建設候補地について検討並びに内部評価を実施した結果、新たな土地Aが最適地であると評価し、飯富地先で事業を推進します。

(3) 「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」の策定

令和9年度までに「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」を策定し、建設地・建物の規模や構造・概算事業費・事業スケジュール等を示します。

6 参考資料

【出動件数】

各種出動件数（令和4～6年）

(1/1～12/31)

区分	令和6年 (A)	令和5年 (B)	比較 (A)-(B)=(C)	令和4年
火災出動件数	35 件	40 件	-5 件	27 件
その他出動件数	909 件	781 件	128 件	724 件
救助出動件数	108 件	88 件	20 件	89 件
救急出動件数	3,460 件	3,565 件	-105 件	3,302 件
中央消防署	1,560 件	1,312 件	248 件	1,239 件
長浦消防署	820 件	1,309 件	-489 件	1,199 件
平川消防署	1,080 件	944 件	136 件	864 件
ドクヘリ出動件数	29 件	26 件	3 件	19 件
他市受援	213 件	102 件	111 件	114 件
木更津市	124 件	58 件	66 件	68 件
市原市	89 件	44 件	45 件	46 件
他市応援	117 件	97 件	20 件	111 件
木更津市	80 件	30 件	50 件	81 件
市原市	37 件	67 件	-30 件	30 件

※ドクヘリ＝ドクターヘリ

※他市受援及び応援は基本隣接市のみ

出動件数等の統計資料は、毎年発行する「消防年報」に掲載しています。

【所要時間】

現場到着所要時間出動件数（入電から現場到着まで）

区分	3分未満	3分以上 5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上	計	平均所要時間
令和4年	急 病	15	92	1,268	781	39	2,195 9.7
	交通事故	0	4	137	93	12	246 10.7
	一般負傷	3	35	277	157	6	478 9.3
	上記以外	2	27	226	114	14	383 9.5
	合 計	20	158	1,908	1,145	71	3,302 —
令和5年	急 病	10	93	1,583	731	26	2,443 9.2
	交通事故	1	13	126	95	12	247 10.6
	一般負傷	4	28	300	153	13	498 9.4
	上記以外	4	35	214	118	6	377 9.2
	合 計	19	169	2,223	1,097	57	3,565 —
令和6年	急 病	12	106	1,415	751	34	2,318 9.4
	交通事故	1	2	100	117	16	236 11.8
	一般負傷	1	23	280	164	10	478 9.6
	上記以外	1	37	239	142	9	428 9.7
	合 計	15	168	2,034	1,174	69	3,460 —

【火災件数】

年別火災件数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
建物火災	11	7	10	11	11
林野火災	1	0	0	1	2
車両火災	4	2	5	4	3
船舶・航空機火災	0	0	0	0	1
その他の火災	19	13	12	24	18
合 計	35	22	27	40	35

〒299-0261 袖ヶ浦市福王台四丁目10番地7
袖ヶ浦市消防本部総務課
TEL 0438-62-0119 (直通)
FAX 0438-62-9729
e-mail sode49@city.sodegaura.chiba.jp